

Web版尼崎地域史事典ホームページ広告取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、尼崎市広告掲載要綱（平成19年11月7日制定。以下「要綱」という。）第4条の規定に基づき、Web版尼崎地域史事典ホームページへの広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところとする。

- (1) Web版尼崎地域史事典ホームページ 尼崎市立地域研究史料館が管理する同名称のホームページをいう。
- (2) バナー広告 前記ホームページ内に表示される広告画像で、広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）が指定するリンク先のホームページに移動することができるものをいう。

(広告の種類)

第3条 Web版尼崎地域史事典ホームページに掲載する広告は、バナー広告（以下「広告」という。）とする。

(掲載可能な広告等の範囲)

第4条 広告を掲載することができる者、広告の内容、リンク先のホームページ内容等の範囲は、要綱第3条及び尼崎市広告掲載基準（平成19年11月7日制定。以下「基準」という。）の規定によるものとする。

2 前項に定めるもののほか、デザイン等の広告表現に関する基準は、市が別に定める。

(広告の規格等)

第5条 広告について、次の各号に掲げる事項は、市が別に定める。

- (1) 広告の規格
- (2) 広告を掲載するページ
- (3) 広告の位置及び枠数

(広告の掲載期間)

第6条 広告を掲載する期間は、原則として1箇月単位とする。ただし複数月の広告掲載の申込みがあった場合、複数月の掲載を妨げない。

- 2 広告を掲載する1箇月の開始日・開始時間と終了日・終了時間については、市が別に定める。

(広告掲載の募集)

第7条 広告掲載の募集は、市ホームページへの掲載その他の方法により行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第8条 Web版尼崎地域史事典ホームページに広告を掲載しようとする者(以下「広告掲載希望者」という。)は、要綱、基準、本要領及びWeb版尼崎地域史事典ホームページバナー広告表現ガイドラインの内容を確認し、了承の上で、Web版尼崎地域史事典ホームページ広告掲載申込書(第1号様式。以下「申込書」という。)に、次に掲げる書類を添付して、持参又は郵送により市長に提出しなければならない。

- (1) 広告掲載希望者が法人その他の団体である場合は、商業登記簿謄本又は主務官庁の発行した認可証若しくは許可証の写し
 - (2) 広告掲載希望者が個人である場合は、住民票の写し又は外国人登録原票記載事項証明書
- 2 前項に定める広告掲載の申込みは、希望する広告掲載開始日の前月5日までに行うものとする。ただし、広告掲載枠に空きがあり、希望する広告掲載開始日までに広告内容等の審査が可能であると市長が判断した場合は、この限りではない。

(広告掲載の決定)

第9条 市長は、前条の規定に従い広告掲載の申込みがあったとき、内容を審査し、掲載の可否を決定する。

- 2 市長は広告掲載の可否を決定したとき、その結果並びに掲載内容及び条件等について、広告掲載希望者にWeb版尼崎地域史事典ホームページ広告掲載決定通知書(第2号様式)又はWeb版尼崎地域史事典ホームページ広告不掲載決定通知書(第3号様式)により通知するものとする。
- 3 第5条に定める枠数を超えて広告掲載の申し込みがあった場合は、次の各号に定める順序に従い広告掲載を判断する。ただし同順位に複数のものがある場合は、広告掲載期間が長いものを優先して選定することができる。
 - (1) 国、地方公共団体、公社、公益法人及びそれに類するもの
 - (2) 尼崎市内に本社、本店又はそれに類する事業所等を有するもの
 - (3) 尼崎市内に支社、支店又はそれに類する事業所等を有するもの

(4) 前各号に定める以外のもの

- 4 前項の規定によっても、広告掲載希望者が第5条に定める枠数を超えるときは、抽選により決定する。

(広告掲載内容の承諾)

第10条 広告掲載決定通知を受けた広告主は、Web版尼崎地域史事典ホームページ広告掲載に関する承諾書(第4号様式。以下「承諾書」という。)を市が指定する期日までに市長に提出するものとし、承諾書が提出された時点で契約の成立とする。

(広告原稿の提出及び審査)

第11条 広告主は、広告原稿を市長が指定する期日までに、電子記録媒体又は電子メールにより、市長に提出するものとする。

- 2 広告原稿は、市及びWeb版尼崎地域史事典ホームページの信用性、信頼性等を損なわないよう、市長が審査を行うとともに、広告主と市長が必ず協議するものとする。
- 3 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告原稿の差し替え)

第12条 広告主は、広告の掲載期間が複数月の場合は、1箇月単位で当該広告原稿を差し替えることができる。

- 2 前項の規定により広告原稿を差し替えようとする場合は、希望する月の初日の10日前までに、Web版尼崎地域史事典ホームページ広告変更申込(届出)書(第5号様式)に差し替え後の広告原稿を添えて、市長に提出しなければならない。
- 3 広告主は、前項の規定により広告原稿を差し替えようとする場合は、市長とあらかじめ協議するものとし、前条の規定に準じて審査を受けるものとする。

(リンク先の変更)

第13条 広告主は、広告のリンク先を変更するときには、Web版尼崎地域史事典ホームページ広告変更申込(届出)書(第5号様式)により、変更予定日の10日前までに市長に届けなければならない。

(広告内容の変更)

第14条 市長は、広告内容が法令に違反し、若しくはそのおそれがあり、又は

要綱等に抵触していると認めるときは、広告主に対して広告内容の変更を求めることができる。

(広告掲載の取り消し)

第15条 市は、次の各項のいずれかに該当する場合、広告掲載期間前又は広告掲載期間中であっても、広告主への催告その他何らの手続きを要することなく、広告掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき
- (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき
- (3) 前条の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき
- (4) 広告主が指定する広告のリンク先ホームページが、事前の連絡なく閉鎖されたとき
- (5) 広告主又は広告内容が第4条に定める基準を満たしていないとき、その他、広告を掲載することが適当でないと判断したとき

(広告掲載の取り下げ)

第16条 広告主は、自己の都合により、広告掲載を取り下げることができる。

この場合、広告主は、その旨を書面で市長に申し出なければならない。

- 2 前項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済の広告掲載料は返還しない。

(広告掲載料)

第17条 広告掲載料については、類似広告の市場価格等を勘案し、広告掲載の募集の都度、市長が定めるものとする。

- 2 広告主は、広告掲載料を、市が発行する納付書により、市長が指定する期日までに前納するものとする。

(広告掲載料の返還)

第18条 広告掲載料は返還しない。ただし、広告主の責めに帰さない事由により広告を掲載できなかった場合は、広告を掲載できなかった月の広告掲載料を当該広告主に返還する。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる理由により、市がWeb版尼崎地域史事典ホームページの運営を一時停止した場合は、その広告掲載料を返還しない。
 - (1) 機器等の保守又は工事を行う場合
 - (2) 天災その他の非常事態が発生した場合

- 3 第1項の規定により返還する広告掲載料には利子は付さない。
- 4 市は、広告が掲載できなかったことにより広告主に生じるいかなる損害についても、広告掲載料の返還以外の責めを負わないものとする。

(広告主の責務)

第19条 広告主は、広告内容及び掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、広告内容が第三者の権利を侵害するものではないこと及び、広告内容に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、市に対して保証するものとする。
- 3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(権利譲渡の禁止)

第20条 広告主は、Web版尼崎地域史事典ホームページに広告を掲載する権利を、第三者に譲渡し又は継承させてはならない。

(裁判管轄)

第21条 この要領に定める広告掲載に関する訴訟の提起等は、尼崎市の所在地を管轄する裁判所において行うものとする。

(補則)

第22条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市が別に定める。

附則

(施行期日)

この要領は、平成21年3月13日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は、平成22年4月15日から施行する。